



佐賀県公報

平成18年
3月20日
(月曜日)
第12731号

目次

規則

◎公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に

関する規則の一部を改正する規則

(一〇・市町村課) 一

告示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(二六六・長寿社会課) 二

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

(二六七・") 四

○家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施

(二六八・畜産課) 四

○道路の区域の変更

(二六九・道路課) 四

○道路の供用開始

(二七〇・") 五

○道路の区域の変更

(二七一・") 五

○道路の供用開始

(二七二・") 五

○道路の区域の変更

(二七三・") 五

○道路の供用開始

(二七四・") 六

○

(二七五・") 六

○車両制限令に定める道路の指定

(二七六・") 六

○町の区域の設定

(二七七・市町村課) 六

○字の名称の変更

(二七八・") 七

○神崎市における公平事務の受託

(二七九・") 七

○証紙売りさばき人の売りさばき所の位置の変更

(二八〇・会計課) 八

雑報

○道路整備特別措置法に基づく道路改築工事の完了

(道路公社) 八

○有料道路東脊振トンネルの通行料金

(") 九

(◎印は、県例規集に登録するもの)

公布された規則のあらまし

○公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則(規則第一〇号)

- 1 神崎市の公平委員会の事務の受託に伴う佐賀県知事の権限に属する事務を、佐賀県人事委員会に委任することとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第十号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和三十四年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、第十号から第四十九号までを三号ずつ繰り上げ、本則に次の一号を加える。

四十七 神崎市と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(平成十八年佐賀県告示第百七十九号)第三条第二項、第五条及び第六条に定める事務

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古 川 康

- | | |
|---|--|
| <p>一 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社久里の里
所在地 唐津市久里七百九十一番地十一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 グループホーム久里の郷
所在地 唐津市久里千百三十番地十二</p> <p>サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護</p> <p>二 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社大延建設
所在地 唐津市湊町千百三十五番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 グループホームだんらん
所在地 唐津市湊町千百三十三番地三</p> <p>サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護</p> <p>三 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社コムスン
所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p> | <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 コムスンのほほえみ唐津
所在地 唐津市神田二千百九十二番地</p> <p>サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護</p> <p>四 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社千寿園
所在地 佐賀市北川副町大字光法千五百九十三番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 長寿の里相知
所在地 唐津市相知町大字黒岩五百十八番地二</p> <p>サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護</p> <p>五 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社喜楽
所在地 鳥栖市弥生が丘一丁目三十一番</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 グループホーム喜楽Ⅱ
所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目六番</p> <p>サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護</p> <p>六 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人寿恵会
所在地 鳥栖市平田町三千百六番地二十三</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 グループホームみどりヶ丘
所在地 鳥栖市山浦町二千六百二十一番地一</p> |
|---|--|

<p>十 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>七 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社九州メデイカル・サービス 所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護付有料老人ホーム百楽仙 所在地 鳥栖市蔵上四丁目二百九十二番 サービスの種類 指定特定施設入所者生活介護</p>	<p>八 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人ほのぼの 所在地 伊万里市黒川町塩屋五百九番地一 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 特定施設入所者生活介護事業所ほのぼの 所在地 伊万里市黒川町塩屋五百十一番地一 サービスの種類 指定特定施設入所者生活介護</p>	<p>九 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人あさひ 所在地 武雄市朝日町大字中野八千六百四番地二 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 特定非営利活動法人あさひデイサービス太陽 所在地 武雄市朝日町大字中野八千六百四番地二 サービスの種類 指定通所介護</p>	<p>十 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>
<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>十一 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人社団如水会 所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六 サービスの種類 指定通所介護</p>	<p>十二 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社太陽 所在地 三養基郡みやき町大字寄人千九百十八番地一 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホームひまわりの郷 所在地 三養基郡みやき町大字寄人千九百九十七番地一 サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護</p>	<p>十三 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人社団如水会 所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>七 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人祐愛会 所在地 鹿島市大字高津原四千三百六番地 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスゆうあい山浦 所在地 鹿島市大字山浦東丁五百六番地三 サービスの種類 指定通所介護</p>

名称 グループホーム「安心」しらかべ
 所在地 三養基郡みやき町大字白壁二百二十四番地四
 サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護

●佐賀県告示第百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定
 居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十八年三月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人鹿島市社会福祉協議会

所在地 鹿島市大字納富分二千六百四十三番地一

三 事業所の名称及び所在地

名称 鹿島市社協ケアマネジメントサービス

所在地 鹿島市大字高津原三百六十二番地一

●佐賀県告示第百六十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定に
 より、次のとおり検査を実施する。
 平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の
 規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場
 合を除く。

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第
 二項に定める方法による。

六 その他

検査対象となる家畜の保管等については、ハラサンギョウ株式会社（長崎
 県東彼杵郡川棚町三越郷五十一番地二）に委託する。

●佐賀県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路
 の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月二十日から平成十八年四月十九
 日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供す
 る。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	変更前の 区間	変更後の 区間
一般国道 三八五号	神埼郡吉野ヶ里町松隈字岩井谷 一七一六番二地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字岩井谷 一七三九番一地先まで	幅員 六八・九 メートル 一〇・三
	前	延長 メートル 一、六九三・八

◎佐賀県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月二十日から平成十八年四月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三八五号	神埼郡吉野ヶ里町松隈字岩井谷一七二六番二地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字岩井谷一七三九番一地先まで	平成一八・三・二一

◎佐賀県告示第百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月二十日から平成十八年四月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル	

一般国道 三八五号	前	後	一四〇・〇 九・七	二、一五〇・〇
	—	—	—	—

◎佐賀県告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月二十日から平成十八年四月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三八五号	神埼郡吉野ヶ里町松隈字岩井谷一七三九番一地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一九三六番二地先まで	平成一八・三・二一

◎佐賀県告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月二十日から平成十八年四月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

る。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路		の		変更前 後の別	区		幅 メートル	延 メートル
	区	間	前	後		域	域		
一般国道 三三五号	神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一 九三六番二一地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一 九五九番地先まで		前	後		一〇七・八 九・九	三九二・九		

●佐賀県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月二十日から平成十八年四月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三三五号	神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一九三六番二一地先 から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一九五九番地先まで	平成一八・三・二一

●佐賀県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月二十日から平成十八年四月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分字印鑰一三九二番地先から 鹿島市大字納富分字地蔵二三一九番地一先まで	平成一八・三・二〇

●佐賀県告示第七十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、車両の長さ及び軸距に依りて定める値が最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	区	間
県道 佐賀外環状線	神埼市神埼町本告牟田字一ノ鶴二八九九番五地先から 神埼市千代田町直鳥字二本松四一五番七地先まで	
県道 久保田停車場線	佐賀郡久保田町大字久保田字久保田宿九二番三地先から 佐賀郡久保田町大字久富字一本松籠三〇六六番一〇地先まで	

二 指定する期日 平成十八年四月一日

●佐賀県告示第七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、神埼市の区域内の町の区域を次のとおり新たに画する旨、神埼市長職務執行者から届出があった。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

新たに画する町の名称

同上に編入する区域

神埼町

旧神埼郡神埼町の区域

千代田町

旧神埼郡千代田町の区域

脊振町

旧神埼郡脊振村の区域

◎佐賀県告示第百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、神埼市の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨、神埼市長職務執行者から届出があつた。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

変更後の字の名称

変更前の字の名称

神埼

大字神埼

枝ケ里

大字枝ケ里

西小津ケ里

大字西小津ケ里

永歌

大字永歌

本堀

大字本堀

田道ケ里

大字田道ケ里

横武

大字横武

本告牟田

大字本告牟田

姉川

大字姉川

尾崎

大字尾崎

竹

大字竹

鶴

大字鶴

城原

大字城原

志波屋

大字志波屋

的

大字的

直鳥

大字直鳥

姉

大字姉

黒井

大字黒井

嘉納

大字嘉納

詔田

大字詔田

下板

大字下板

境原

大字境原

餘江

大字餘江

下西

大字下西

崎村

大字崎村

渡瀬

大字渡瀬

柳島

大字柳島

迎島

大字迎島

用作

大字用作

広滝

大字広滝

服巻

大字服巻

鹿路

大字鹿路

◎佐賀県告示第百七十九号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定により、佐賀県は、一の市の公平委員会の事務を二の規約の定めるところにより受託する。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 神崎市

二 神崎市と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(関係地方公共団体及び委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、神崎市は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を佐賀県に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第二条 佐賀県が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、佐賀県人事委員会の定める規則その他の規程(以下「規則等」という。)の定めるところによるものとする。(経費)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は佐賀県が支弁し、その費用は神崎市が負担するものとする。

2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、佐賀県知事と神崎市長が協議して定める。

(規則等の制定改廃)

第四条 佐賀県は、委託事務の管理及び執行について適用される規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該規則等を神崎市に通知し、神崎市は、この通知を受けたときは直ちに当該規則等を告示するものとする。(連絡会議)

第五条 佐賀県知事は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要と認める場合は、その都度連絡会議を開くことができる。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、佐賀県知事と神崎市長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成十八年三月二十日から施行する。
- 2 神崎市長は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する規則等が神崎市に適用される旨及びこれらの規則等を告示するものとする。

●佐賀県告示第百八十号

佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)第十一条第一項の規定により、証紙売りさばき人の売りさばき所の位置を変更した旨、佐賀県出納長から通知があった。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古 川 康

売りさばき人の 氏名又は名称	変更事項	変	更	変更年月日
		更	後	
佐賀県陶磁器工業協同組合 代表理事 川内 雅博	売りさばき 所の位置	西松浦郡有田町中部丙二二七番地 西松浦郡有田町外尾町丙二二七番地	平成一八年 三月一日	

○ 雑 報

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第十条第一項の許可を受けた道路の改築に関する工事を次のとおり完了する。

平成18年3月20日

佐賀県道路公社

理事長 川 上 義 幸

- 1 路線名 一般国道385号
- 2 有料道路名 東脊振トンネル
- 3 工事の区間 神埼郡古野ヶ里町松隈字岩井谷から
神埼郡古野ヶ里町松隈字大野まで
- 4 工事の種類 道路改築工事
- 5 工事完了の日 平成18年3月20日

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、有料道路「東脊振トンネル」に係る料金を徴収するので、同法第25条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成18年3月20日

佐賀県道路公社

理事長 川上 義幸

1 料金

(通行1台一回につき 単位:円)

車種	普通車	中型車	大型車	特大型車	軽自動車等	軽車両等
料金の額	300	350	500	850	250	30

(注) (1) 回数券の割引率は、2割以下とする。ただし、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)については、特別措置として、回数券の割引率を3割とする。

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。)が、自ら運転する乗用自動車(自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもの

で、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)、貨物自動車(自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。)、特種用途自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)又は二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)のうち、下表

の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第3の(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)、又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名又は名称が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度
視覚障害 聴覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1 2級及び3級
肢体不自由	上肢不自由 下肢不自由 体幹不自由	1級、2級の1及び2級の2 1級、2級及び3級の1 1級から3級までの各級
	乳幼児期 以前の非 進行性の 脳病変に よる運動 機能障害	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障 害がある場合を除く。)
内 部 障 害	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸の機能 障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害	1級から4級までの各級 1級から4級までの各級 1級から4級までの各級 1級から3級までの各級 1級から4級までの各級 1級から4級までの各級 1級から4級までの各級
		1級から3級までの各級(一下肢のみに 運動機能障害がある場合を除く。)

(3) 自動車等の種類については、別表のとおり。

2 料金の徴収期間

平成18年3月21日から30年間

別表

自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘	要
普通車	イ. 小型自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの(タに該当するものを除く。)	
	ロ. 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの	
中型車	ハ. けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)のうち、カ、ヨ又はタに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの	
	ニ. 普通貨物自動車(車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもので)	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの(以下「普通貨物自動車」という。)で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの、又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)	
大型車	ホ. 乗合型自動車(乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの)	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が11人以上のもの(以下「乗合型自動車」という。)で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの	
	ヘ. けん引自動車軽自動車等又は普通車である連結車両	カ又はヨに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びイ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両	
大型車	ト. 普通貨物自動車(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの(ニに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第1号から第5号まで(第2号イを除く。)に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)	
	チ. 乗合型自動車(路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2項に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの	
特 大 車	リ. けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸)である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両	
	ヌ. 普通貨物自動車(4車軸以上のもので)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(トに該当するものを除く。)	
軽自動車等	ル. 連結車両(その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ハ、ヘ及びリに該当するものを除く。)	
	ヲ. 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車でポール・トレーラ以外のもの	
軽自動車等	ワ. 乗合型自動車(その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(チに該当するものを除く。)	
	カ. 軽自動車	法第3条の軽自動車	
軽車両等	ク. 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車	
	タ. 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車(脚車付き二輪自動車を含む。)であるもの	
軽車両等	シ. 自転車	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に掲げる自転車	
	ソ. 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両	
	ツ. 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車	

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十八年三月二十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷